

2018年度交流体験・体験入学について

デュッセルドルフ日本人学校

デュッセルドルフ日本人学校交流体験要項

現在、現地校等に在籍する者で、本校児童生徒との交流を図ること等を目的として本校への交流体験を希望する者は次の要領により許可する。

- 1 本校での交流体験期間は1週間程度とする。
- 2 年間可能な限り2回実施する。(NRW州の長期休業) ※今年度はスケジュールの都合上、1回
- 3 実施開始日1月前頃に募集し、1週間前後までに説明会を実施する。
- 4 定員は学級2名までとし、一人につき、年間1回のみの交流体験とする。
※定員を超えた場合は説明会時に抽選する。学級の定員(35人または40人)を超える場合等には交流体験は実施しない。
- 5 学校行事への参加は不可とし、学校行事当日は登校日としない。
- 6 体験希望者は、事前説明会に参加し、オリエンテーションを受けることとする(必ず保護者同伴)。
- 7 体験入学中の学習活動は本校児童生徒と同等の扱いとするが、学校行事への参加は不可とし、教育評価(定期考査等・通知表)は行わない。
- 8 体験期間中における通常の保健安全・養護等の処置は行うが、その結果についての学校の任は負わない。
- 9 事故や怪我については保護者の責任の下であり学校保険の対象外となる旨を確認する。
- 10 費用について、一律EUR200,00を納入すること(ただし、現金で体験初日に前納する)。
- 11 教材は必要なものについては実費徴収する。

2018年度交流体験日程 ※中学部は中間テストの関係で募集しない

- | | | |
|---------|------------------|---------------|
| 1 受付期間 | 9月17日(月)～21日(金) | ※メール／f a x／郵送 |
| 2 事前説明会 | 10月9日(火) 16:30 | ※定員を越える場合は抽選 |
| 3 実施期間 | 10月15日(月)～19日(金) | |

デュッセルドルフ日本人学校体験入学要項

本校への編入学を前提に体験入学を希望する者は次の事項により許可する。

- 1 本校での体験入学期間は10日間以内とし、それを超えるときはその時点から正規の編入手続きをとらなければならない。
- 2 受け入れ定員は学級1名とする。交流体験生に優先する。
- 3 体験入学希望者は、事前に面接(学齢児童・生徒の場合は保護者同伴)を受ける。
- 4 体験入学中の学習活動は本校児童生徒と同等の扱いとするが、学校行事への参加は不可とし、教育評価(定期考査等・通知表)は行わない。
- 5 学習活動中における通常の保健安全・保護等の処置は行うが、その結果についての学校の任は負わない。
- 6 体験入学が規定日数を超えて本校に正規に編入する場合、両親が非日本人あるいは児童生徒の国籍が非日本人の時は、保護者の居住する地区の学務局で通学許可を得ること。
- 7 入学金は、一律EUR100,00を納入すること(ただし、補習校在籍者は免除する)。
- 8 授業料は一日EUR20,00とし、入学金と共に、体験入学初日に現金で前払いとする。
- 9 事故や怪我については保護者の責任の下であり学校保険の対象外となる旨を確認する。
- 10 体験入学は原則1回限りとする。
- 11 教材は必要なものについては実費徴収する。